

船舶事故等調査報告書

平成21年12月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

|            |   |  |
|------------|---|--|
| 事故等番号      | 2009横第210号  |  |
| 事故等種類      | 衝突（被引浮体）  |  |
| 発生日時       | 平成21年8月13日（木） 10時40分ごろ  |  |
| 発生場所       | 愛知県西尾市矢作川矢作大橋下流1,300m付近 衣浦港東防波堤灯台から真方位054° 5,300m付近<br>（概位 北緯34° 50.8′ 東経136° 59.4′）  |  |
| 事故等調査の経過   | 平成21年8月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。<br>原因関係者から意見聴取を行った。  |  |
| 事実情報       | <p>船種船名、総トン数<br/>船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A モーターボート スワン号、5トン未満（長さ4.96m）<br/>242-22942愛知、個人所有</p> <p>B 水上オートバイ <sup>レットツ</sup> LET' II、5トン未満（長さ2.46m）<br/>240-37686愛知、個人所有</p>   |  |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長、二級小型船舶操縦士<br>B 船長、二級小型船舶操縦士  |  |
| 死傷者等       | A なし<br>B 負傷 2人（浮体に乗っていた者）  |  |
| 損傷         | なし  |  |
| 事故等の経過     | <p>A船は、船長ほか4人が乗船し、船体中央から延出したロープに連結されたウエイクボードに1人が乗り、ウエイクボードをえい航して約26km/hの速力で矢作川上流に向けて航行し、前路が浅所のため左転中、B船は、船長1人が乗船し、船尾から延出したロープに連結されたビスケットと呼ばれるゴム製の浮体に2人が乗り、同浮体をえい航して約35km/hの速力で矢作川下流に向け航行し、A船を視認したのち川岸に着岸するため左転中、平成21年8月13日10時40分ごろ、A船右舷船首部とB船がえい航していた浮体とが衝突した。</p> <p>B船がえい航していた浮体に乗っていた2人が負傷した。</p> |  |
| 気象・海象      | <p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：うねり なし、波高 なし、潮汐 ほぼ満潮時</p>   |  |
| その他の事項     | B船がえい航していた浮体に乗っていた2人は、水着の上にTシャツ、救命胴衣を着用し、1人はマリンシューズ、もう1人は運動靴を履いていた。   |  |
| 分析         | <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>  | <p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、矢作川河口付近を航行中、ウエイクボードを見ることに熱中していたため、適切な見張りを行わず、B船の存在に気付かずに左転した可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、A船を視認したのち、A船の適切な動静</p> |

|    |   |                          |
|----|---|--------------------------|
|    |   | 監視を行わずに左転した可能性があると考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、矢作川河口付近において、A船がウエイクボードをえい航して上航中、B船がゴム製の浮体をえい航して下航中、A船が適切な見張りを行わずに左転し、また、B船がA船の適切な動静監視を行わずに左転したため、A船とB船がえい航していたゴム製の浮体とが衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。 |                          |